

奈良県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十四号

奈良県営自転車競走電話投票実施規則の一部を改正する規則

奈良県営自転車競走電話投票実施規則（昭和六十二年十二月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「社団法人全国競輪施行者協議会（昭和五十一年四月三十日に社団法人全国競輪施行者協議会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人全国競輪施行者協議会」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。